

外来の患者様へ

令和6年6月より医療費が変わります。

「糖尿病」「脂質異常用」「高血圧症」の治療を受けて
いただいている患者様には、これまでの「特定疾患療
養管理料」に代わり「生活習慣病管理料」として算定
することになります。

[生活習慣病管理料]とは

糖尿病・脂質異常症・高血圧症が主病の患者様を対象とし、疾病の重症
化予防の為、療養計画を作成し服薬の指導などの総合的な治療管理を
医師がおこないます。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ご質問・ご不明な点等ございましたらお気軽に窓口までお問合せくだ
さい。